

志木市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

令和3年6月25日
志木市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、各農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、現在でも荒川流域の河川敷内に優良な水田地帯を有し、市街化区域内にも農地が存在しているが、宅地化の影響や農業従事者の高齢化、後継者不足等により、本市の農業をめぐる環境は大変厳しい状況となっている。

こうしたことから、志木市農業委員会は、法第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化に取り組むための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針に掲げる目標及び目標年次については、達成状況、その他社会情勢を踏まえ、農業委員等の改選期である3年ごとに検証、見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止について

(1) 遊休農地の発生防止に関する目標

【目標設定の考え方】

本市における「遊休農地の発生防止」の目標は、遊休農地の面積及び割合を、令和7年3月まで「遊休農地率0%」を継続することとする。

(2) 遊休農地の発生防止の推進方法

農業委員による農地のパトロールや地域の農業者からの情報収集により、遊休農地となるおそれのある農地に対し、必要に応じて相談・指導を行う。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和3年1月)	109ha	0.5ha	0.4%
3年後の目標 (令和6年1月)	105ha	1.0ha	0.9%

【目標設定の考え方】

平成28年4月に策定された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に占める面積のシェアの目標である40%に、できるだけ早い段階で達成することに努めることとする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

農業委員の現場活動等により把握した情報等をもとに、志木市産業観光課とも連携し、利用権設定等により、農地利用集積を進める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 1経営体

【目標設定の考え方】

過去5年間新規参入の経営体がないことから、3年後の令和6年には促進目標値の参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

埼玉県及び志木市産業観光課並びにあさか野農業協同組合と連携し、農業を始めようとする新規就農者へのサポート体制を構築していく。